

議案第27号

天理市行政財産使用料条例の一部改正について

天理市行政財産使用料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

天理市行政財産使用料条例（昭和61年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その際納付することが困難と認めるときは、許可書交付の日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。